

## 第3回

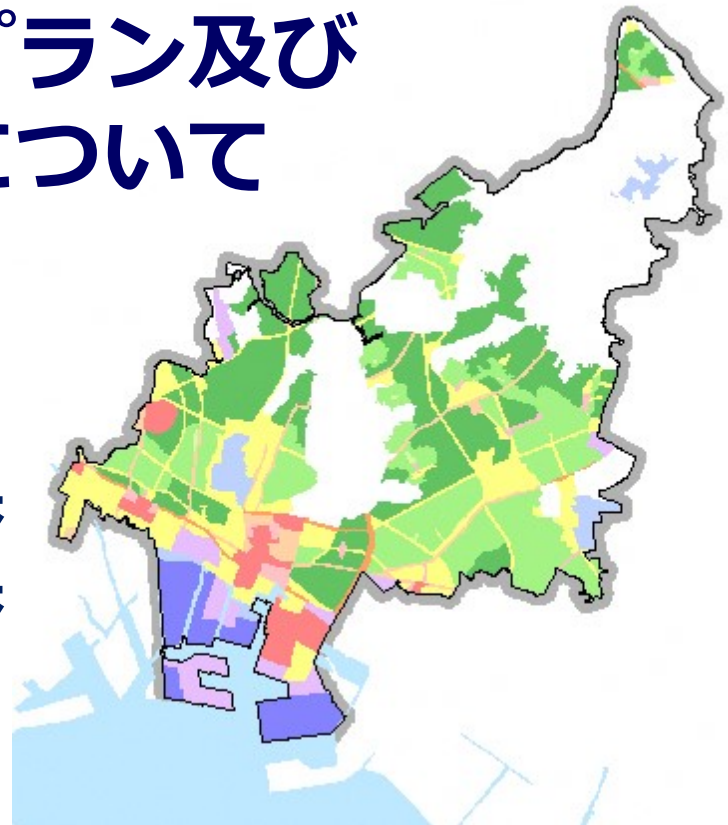
# 船橋市都市計画マスタープラン及び 船橋市立地適正化計画策定検討会議

## 都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画について

船橋市 建設局

都市計画部 都市計画課  
都市政策課

令和元年8月26日



# 船橋市都市計画マスタープラン

## (素案)

### 素案の性格

- 庁内での検討を踏まえ、全体構想までとりまとめたもの
- ただし、将来都市構造は継続検討中のため未掲載

## 序章 都市計画マスタープランの概要

### 1章 都市づくりの現況と課題

### 2章 全体構想

#### 1 都市づくりの理念

#### 2 都市づくりの目標

#### 3 将来都市構造

#### 4～10 都市づくりの方針

主に意見を  
伺う項目

## 2章 全体構想

### 1 都市づくりの理念

#### 構成の変更点

**総合計画の基本構想に示される  
「理念」「将来都市像」を記載し、  
重複の解消**

《 参考：現行の総合計画の基本理念 》  
『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』

## 2章 全体構想

### 2 都市づくりの目標

#### 次期総合計画の基本理念(案) (8/21総合計画審議会より)

##### 『輝くひと』

一人ひとりが自分らしく  
生き生きと輝けるまち

##### 『まちの進化』

活気と魅力にあふれ、進化し続けるまち

##### 『安心できる暮らし』

住み慣れた地域で安心して暮らせる

##### 『快適な暮らし』

快適に暮らせる  
人と環境にやさしいまち

交流により発展し便利で  
住みよい都市づくり

誰もが安全・安心・快適  
に暮らせる都市づくり

自然と人と産業が調和し  
た都市づくり

## 2章 全体構想

### 4～10 都市づくりの方針

- |    |           |          |
|----|-----------|----------|
| 4  | 土地利用      | ⇒まちづくり部会 |
| 5  | 市街地整備     | ⇒市街地整備部会 |
| 6  | 交通体系      | ⇒交通部会    |
| 7  | 水と緑の環境づくり | ⇒水とみどり部会 |
| 8  | 景観づくり     | ⇒まちづくり部会 |
| 9  | 防災まちづくり   | ⇒まちづくり部会 |
| 10 | 福祉のまちづくり  | ⇒まちづくり部会 |

## 策定骨子の策のポイント

### 策定のポイント

- (1) 新たな総合計画との整合
- (2) 人口減少・少子高齢化等に対応する将来都市構造の検討
- (3) 安全・安心に係る分野の内容充実
- (4) 広域交流ネットワークにつながる市内道路ネットワークの検討
- (5) 進む市街化に対する土地利用のあり方の検討



現行プランから引き続き対応する取組み

## 2章 全体構想

### 4 都市づくりの方針：土地利用

#### 《 基本的な考え方 》

交通利便性を  
生かして  
便利で  
にぎわいのある  
市街地を形成

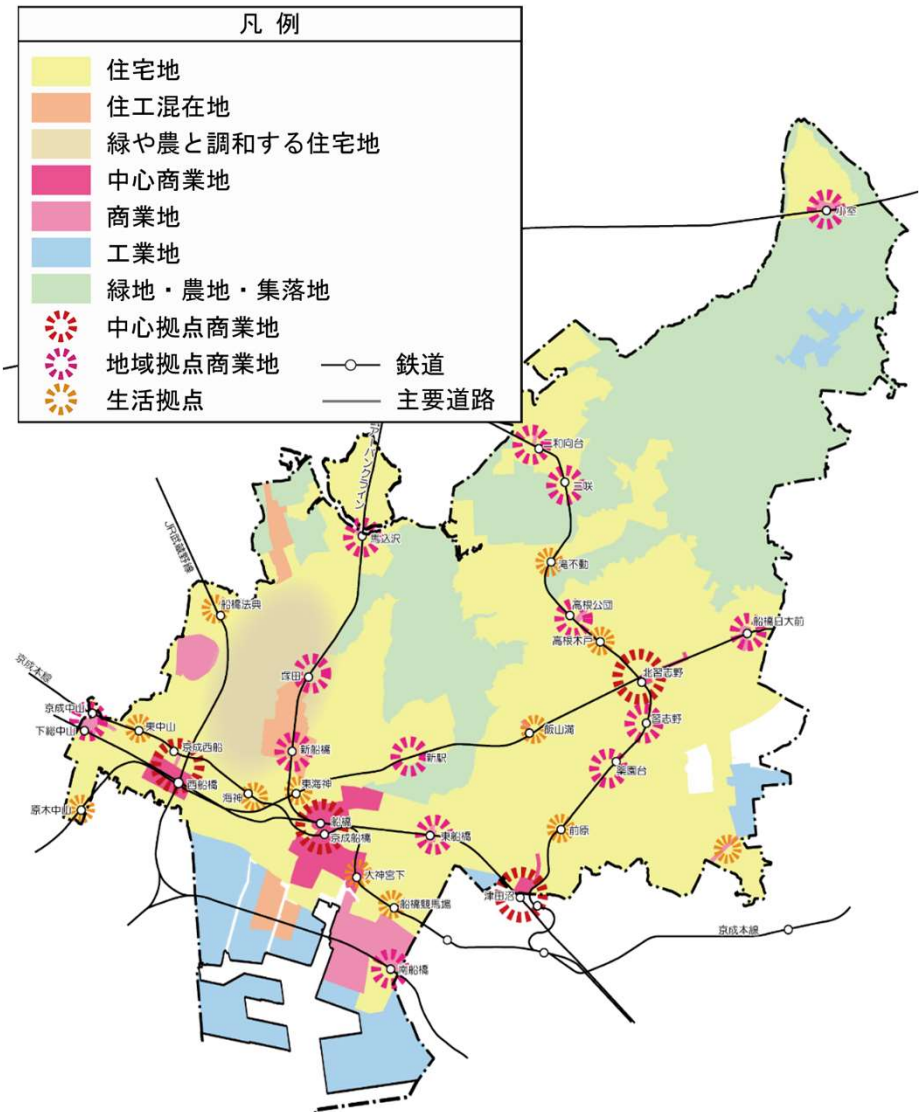
将来の人口減少  
を踏まえて、  
無秩序な市街化  
の抑制

市街化調整区域は  
自然等との調和と  
地域特性に  
配慮した土地利用  
の誘導



## 2章 全体構想

### 4 都市づくりの方針：土地利用



#### 新規の方針

##### ■ 農地の利用促進 P31上から2つ目

農地の減少や休耕地の増加防止のため、新たな担い手による農地の維持の方策を検討し、農地の利用を促進します。

##### ■ 広域交通ネットワーク活用 P31下から1つ目

広域交通ネットワークを活かした産業振興の基盤の充実を図るため、自然との調和を考慮しながら、都市の活力を生み出すための土地利用への転換の可能性を検討します。  
(策定のポイント)

## 2章 全体構想

### 4 都市づくりの方針：土地利用

#### 変更の方針（変更内容）

- バランスのとれた  
誰もが暮らしやすい  
居住環境づくり

P29上から3つ目

既存ストックを有効活用して  
行う

（策定のポイント）

- 臨海部の  
工業地の方針

P30下から2つ目

付加価値の高い土地利用への  
見直しを検討する  
（策定のポイント）



## 2章 全体構想

### 4 都市づくりの方針：土地利用

#### 変更の方針（変更内容）

- **生産緑地の方針** P31上から4つ目  
多様な主体による活用等を検討する  
（一斉解除への対応）

- **市街化区域縁辺の市街化調整区域の方針** P31下から2つ目  
進む市街化に対する土地利用の  
あり方を検討  
（策定のポイント）



## 2章 全体構想

### 5 都市づくりの方針：市街地整備

#### 《 基本的な考え方 》

船橋駅周辺や  
新たな拠点等は  
個性豊かで魅力あ  
る拠点を形成

既成市街地等は  
地区特性に  
応じた手法で、  
安全性を備えた  
良好な環境形成

広域ネットワーク  
を活かした  
産業・経済活性化  
を図る  
産業地を形成

## 2章 全体構想

### 5 都市づくりの方針：市街地整備

#### 新規の方針

##### ■ 空家対策

P34上から1つ目

空家が増加している市街地においては、生活環境の悪化を防ぐため、空家化の予防や空家等の利活用、管理不全の空家の防止・解消などの空家対策を行います。

##### ■ 南船橋駅周辺の官民連携

P34上から4つ目

南船橋駅周辺については、地域拠点及び臨海部の玄関口として拠点形成を図るとともに、官民連携により臨海部エリアの賑わい創出や回遊性の向上を図ります。

## 2章 全体構想

### 5 都市づくりの方針：市街地整備

#### 新規の方針

P34下から1つ目

- **広域交通ネットワークを活かした新たな工業地検討**  
広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然環境への影響等に配慮しながら、新たな工業地の創出を検討します。  
(策定のポイント)

#### 変更の方針（変更内容）

- **海老川上流地区の方針** P34上から3つ目  
海老川上流地区においては医療センター移転や新駅誘致を核とした土地区画整理事業と地区計画等により新市街地の形成を図ります。

## 2章 全体構想

### 6 都市づくりの方針：交通体系

#### 《 基本的な考え方 》

便利で住みよい  
都市づくりのため  
**優れた公共交通  
ネットワークの  
維持・充実、  
利便性向上**

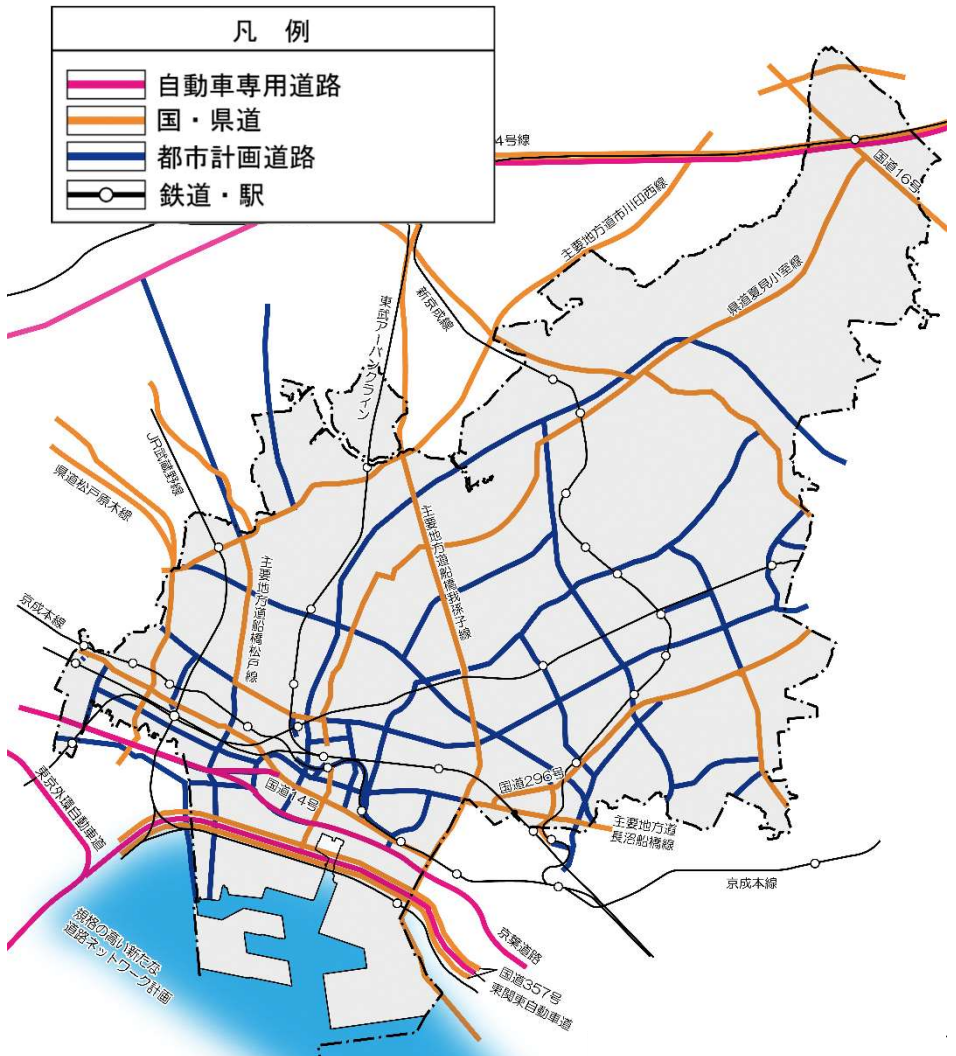
誰もが地域で自  
立して生活でき  
る都市づくりの  
ため、**人・車・  
自転車**が共存で  
**きる基盤整備**

**広域・市内ネット  
ワークを円滑に結  
ぶ、にぎわいづく  
り・魅力づくりに  
つなげる**  
日常生活等を支え  
るため、**段階構成  
による市内道路網  
を形成**



# 2章 全体構想

## 6 都市づくりの方針：交通体系



### 新規の方針

P35上から1つ目

**■ 広域幹線道路の整備**  
広域連携機能をさらに高めるための道路整備について、国や県と連携を図りながら検討を行います。  
(策定のポイント)

P35上から2つ目

**■ 広域幹線道路周辺の整備**  
広域幹線道路へのアクセス強化やインターチェンジ周辺の渋滞解消に向けた交差点改良等を国や県に要請します。  
(策定のポイント)



## 2章 全体構想

### 6 都市づくりの方針：交通体系

#### 変更の方針（変更内容）

P36下から3つ目

- **自転車走行環境整備の方針**  
計画的に安全な自転車走行環境を整備する



P36下から1つ目

- **自転車等の駐車対策の方針**  
放置自転車等のない歩行空間を確保するため駐輪場の確保や放置自転車対策の強化を図る



- **海老川上流地区への新駅設置の方針** P37上から3つ目  
土地区画整理事業の進捗に合わせた誘致を図ります。

## 2章 全体構想

### 7 都市づくりの方針：水と緑の環境づくり

#### 《 基本的な考え方 》

**水循環の再生**  
により  
水質が保全され、  
快適な生活環境  
を有する  
都市づくり

**公園・緑地の充実**  
により  
都市環境の保全、  
災害に強い  
都市づくり

**地域特性を活かした施設・公園**  
**の整備**により  
市民にとって  
魅力的な  
都市づくり

# 2章 全体構想

## 7 都市づくりの方針：水と緑の環境づくり

### 新規の方針

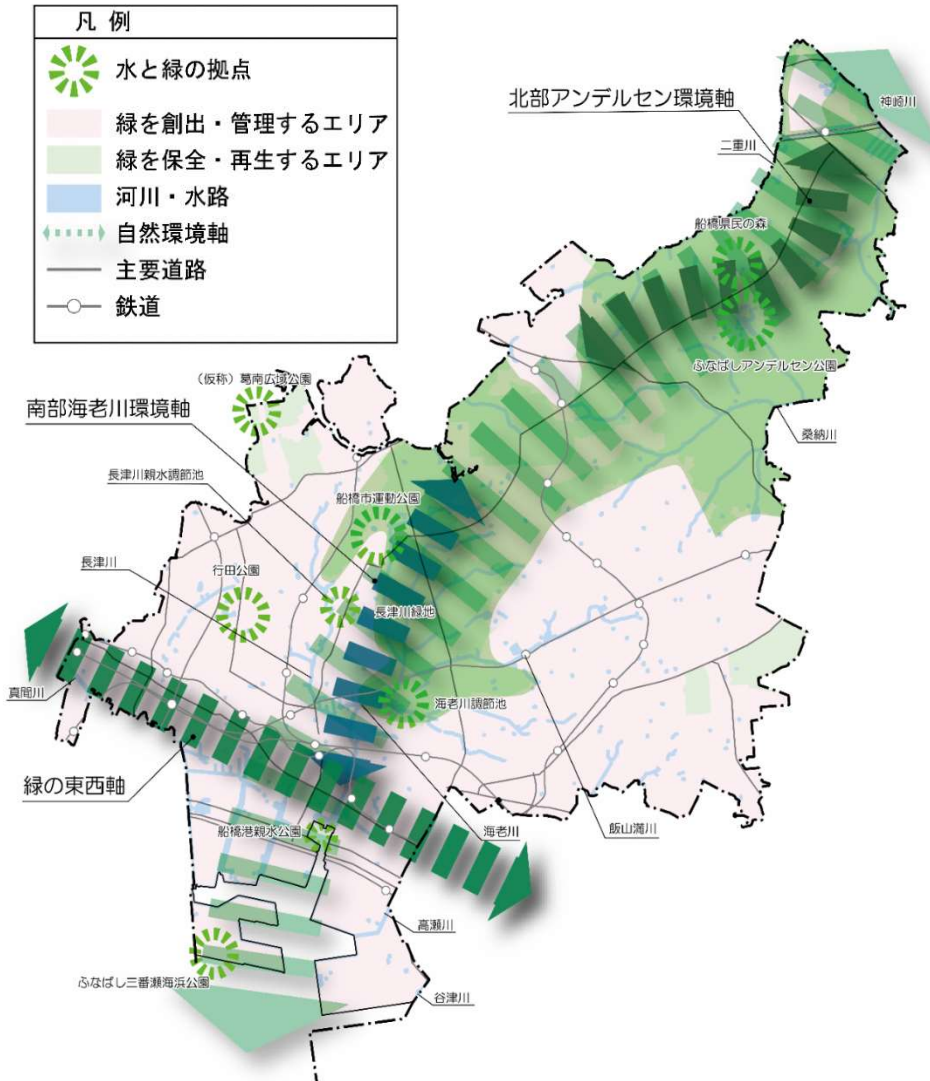
#### ■ 公共下水道等の計画的な維持管理

P40下から1つ目

老朽化の進んだ公共下水道施設及び河川排水管路等について、コスト縮減を考慮した計画的な維持管理を推進します。

### 削除の方針（変更内容）

■ 富栄養化防止の方針  
下水処理場の高度処理化は完了しているため、富栄養化防止に関わる方針を削除



## 2章 全体構想

### 8 都市づくりの方針：景観づくり

#### 《 基本的な考え方 》

駅周辺や  
鉄道沿線等の  
人が集まる地域は  
個性的で  
にぎわいのある  
景観を形成

周辺の自然や  
居住に配慮した  
良好な市街地景観  
の形成により  
快適な都市環境  
を実現

自然や歴史  
を感じさせる  
景観は  
市を印象付ける  
資源として  
保全・活用

## 2章 全体構想

### 8 都市づくりの方針：景観づくり

#### 変更の方針（変更内容）

##### ■ 歴史的な建造物の方針 P44上から1つ目

土地利用に示されていたものを景観へ移動  
方針の内容は、景観重要建造物・樹木を対象として景観形成に取り組む

##### P44上から2つ目

##### ■ 船橋駅周辺などにおける 歴史的景観保全の方針

特徴ある歴史的景観の保全と、  
現代的に演出された良好な  
景観の形成を促進



## 2章 全体構想

### 9 都市づくりの方針：防災まちづくり

#### 《 基本的な考え方 》

**災害リスク  
のある箇所の  
適切な土地利用、  
円滑な初動活動や  
避難が可能な空間  
を確保・充実**

**災害に強い地域  
の育成  
地域のつながり  
に支えられた  
犯罪を抑止する  
都市づくり**

**建物や  
都市基盤を  
整備・更新し  
災害に強い  
都市づくり**

## 2章 全体構想

### 9 都市づくりの方針：防災まちづくり

#### 新規の方針

##### ■ 海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化

P46上から4つ目

高潮・津波による被害を防ぐため、海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化を促進します。（策定のポイント）

##### ■ 避難誘導看板等の整備

P46下から3つ目

適切な避難施設を指定し、災害時に迅速な避難行動がとれるよう誘導看板等の整備を進めます。（策定のポイント）



P46下から1つ目

##### ■ 避難施設等における電力確保

建築物や避難施設における太陽光発電設備や蓄電池の設置を促進し、災害時にも電力を確保できるまちづくりを進めます。（策定のポイント）





## 2章 全体構想

### 9 都市づくりの方針：防災まちづくり

#### 新規の方針

##### P47上から2つ目

#### ■ 防犯灯や街路灯の設置推進

夜間の通行安全を目的として、周辺環境に配慮した防犯灯や街路灯の設置を推進します。  
(策定のポイント)



#### ■ 協働による防犯上の問題点の確認

地域住民とともに防犯の観点からまちの問題点を確認し、対策を考え安心して暮らせるまちづくりを推進します。  
(策定のポイント)

##### P47上から3つ目



## 2章 全体構想

### 9 都市づくりの方針：防災まちづくり

#### 変更の方針（変更内容）

##### ■ 公共公益施設等の方針 P45下から1つ目

近年の社会情勢等を踏まえ、  
公共公益施設等は、耐震化  
だけでなく、長寿命化を追加  
（策定のポイント）



##### ■ 防災拠点の方針 P46下から2つ目

消防団器庫も防災拠点の一つ  
として明記  
（策定のポイント）



## 2章 全体構想

### 10 都市づくりの方針：福祉のまちづくり

#### 《 基本的な考え方 》

便利な日常生活  
を過ごすため、  
地域特性を踏まえ  
て医療・福祉等の  
都市機能を整備

誰もが  
活動しやすく、  
安全かつ快適に  
過ごせる環境  
の整備、創出

## 2章 全体構想

### 10 都市づくりの方針：福祉のまちづくり

#### 新規の方針

##### ■ 住宅セーフティネットの充実 P48下から2つ目

住み替えや継続居住に係るサービス等が一体的に提供され、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるよう、住宅セーフティネットの充実を図ります。

# 船橋市立地適正化計画 目次

資料表紙を参照

## 1. 昨年度の策定骨子と今年度の検討の関係

- (1) 立地適正化計画とは・・・1
- (2) 船橋市立地適正化計画の計画構成・・・1

## 2. 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造

- (1) 都市計画マスタープランにおける将来都市構造・・・2
- (2) 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造・・・3

## 3. 誘導施設の設定

- (1) 誘導施設とは・・・4
- (2) 想定される誘導施設のイメージ・・・4
- (3) 本市における誘導施設の設定フロー（案）・・・4
- (4) 検討対象施設の整理・・・5
- (5) 市民アンケート結果の整理・・・5
- (6) 検討対象施設の種類・・・6
- (7) 各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理・・・6
- (8) 拠点範囲内の拠点集約型施設の立地状況の整理・・・7
- (9) 誘導施設の設定・・・7

## 4. 都市機能誘導区域の設定

- (1) 本市における都市機能誘導区域設定の方針（案）・・・8
- (2) 本市における都市機能誘導区域の設定フロー（案）・・・8
- (3) 都市機能誘導区域図（案）・・・9

## 5. 居住誘導区域の設定

- (1) 本市における居住誘導区域設定の方針（案）・・・25
- (2) 本市における居住誘導区域の設定フロー（案）・・・26
- (3) 居住誘導区域図（案）・・・26

## 6. 誘導施策の設定

- (1) 誘導施策の構成（案）・・・31

今回の主な検討事項：

# 1. 昨年度の策定骨子と今年度の検討の関係

## (1) 立地適正化計画とは

資料P1を参照

### <立地適正化計画のイメージ>

#### 居住誘導区域の設定

- ◆人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域



#### 都市機能誘導区域の設定

- ◆都市機能を都市の拠点地域に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域
- ◆区域ごとに立地を誘導すべき施設(誘導施設)の位置付けが必要



立地適正化計画区域  
(=都市計画区域)

市街化区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

誘導施設の設定が  
想定される施設

- ◆スーパーマーケット
- ◆病院
- ◆銀行・郵便局 等

### <本計画で定める主な内容>

#### ■ 昨年度

- ・住宅及び都市機能増進施設(誘導施設)の立地の適正化に関する基本的な方針



#### ■ 今年度

- ・居住誘導区域
- ・都市機能誘導区域
- ・誘導施設
- ・誘導施策
- ・目標値

# 1. 昨年度の策定骨子と今年度の検討の関係

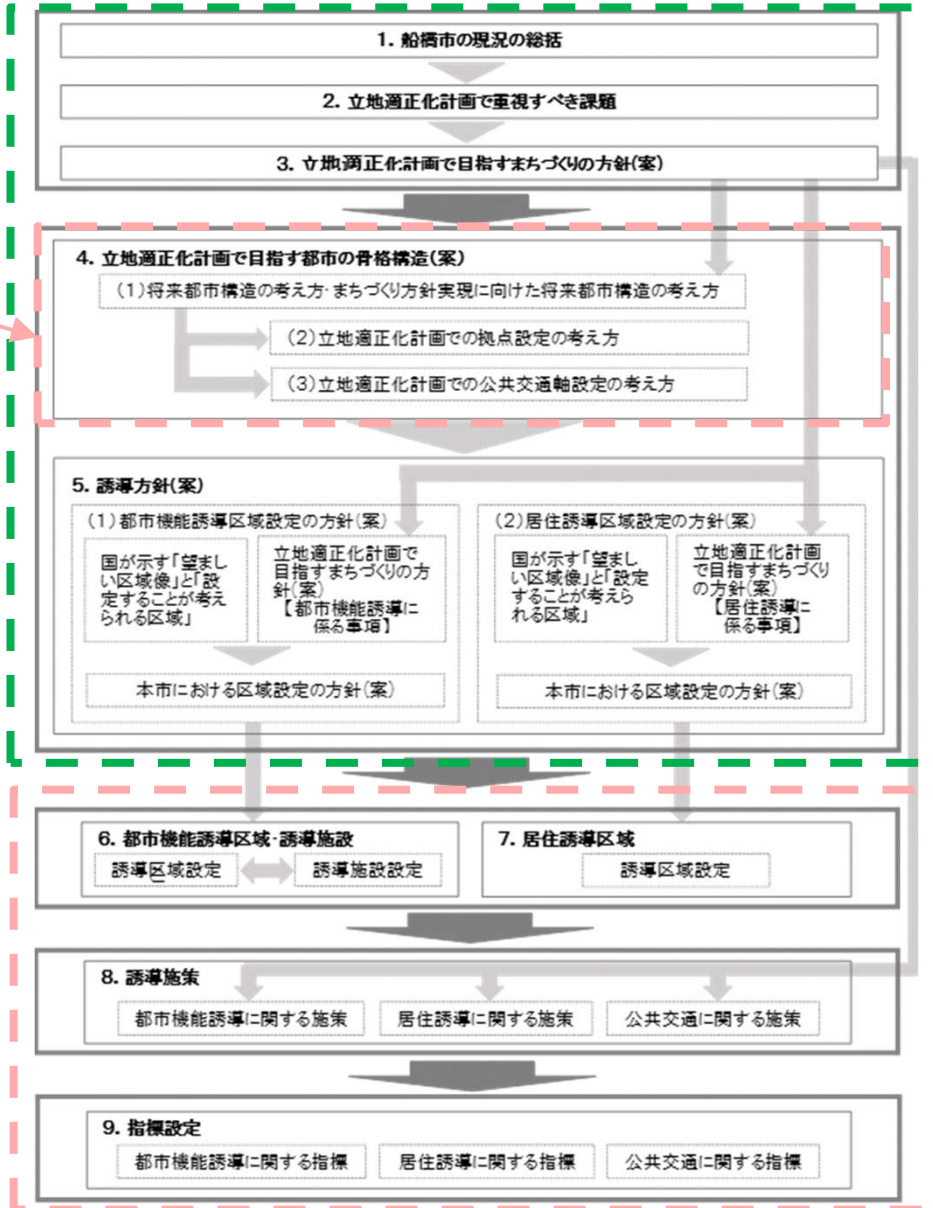
## (2) 船橋市立地適正化計画の計画構成

資料P1を参照

**＜都市の骨格構造＞**  
 昨年の策定骨子では考え方のみを示し、今年度は具体的な図を提示

**＜今年度の検討＞**  
 策定骨子で示したまちづくり方針等の具体化  
 ↓  
 具体的な都市構造や誘導区域・誘導施設等を検討

**＜昨年度の策定骨子＞**  
 計画策定にあたっての課題やまちづくりの方針、区域設定の方針等を検討



--- : 昨年度策定骨子での検討内容  
 - - - : 今年度の検討内容

## 2. 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造

### (2) 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造

#### <目指すべき都市の骨格構造における拠点>

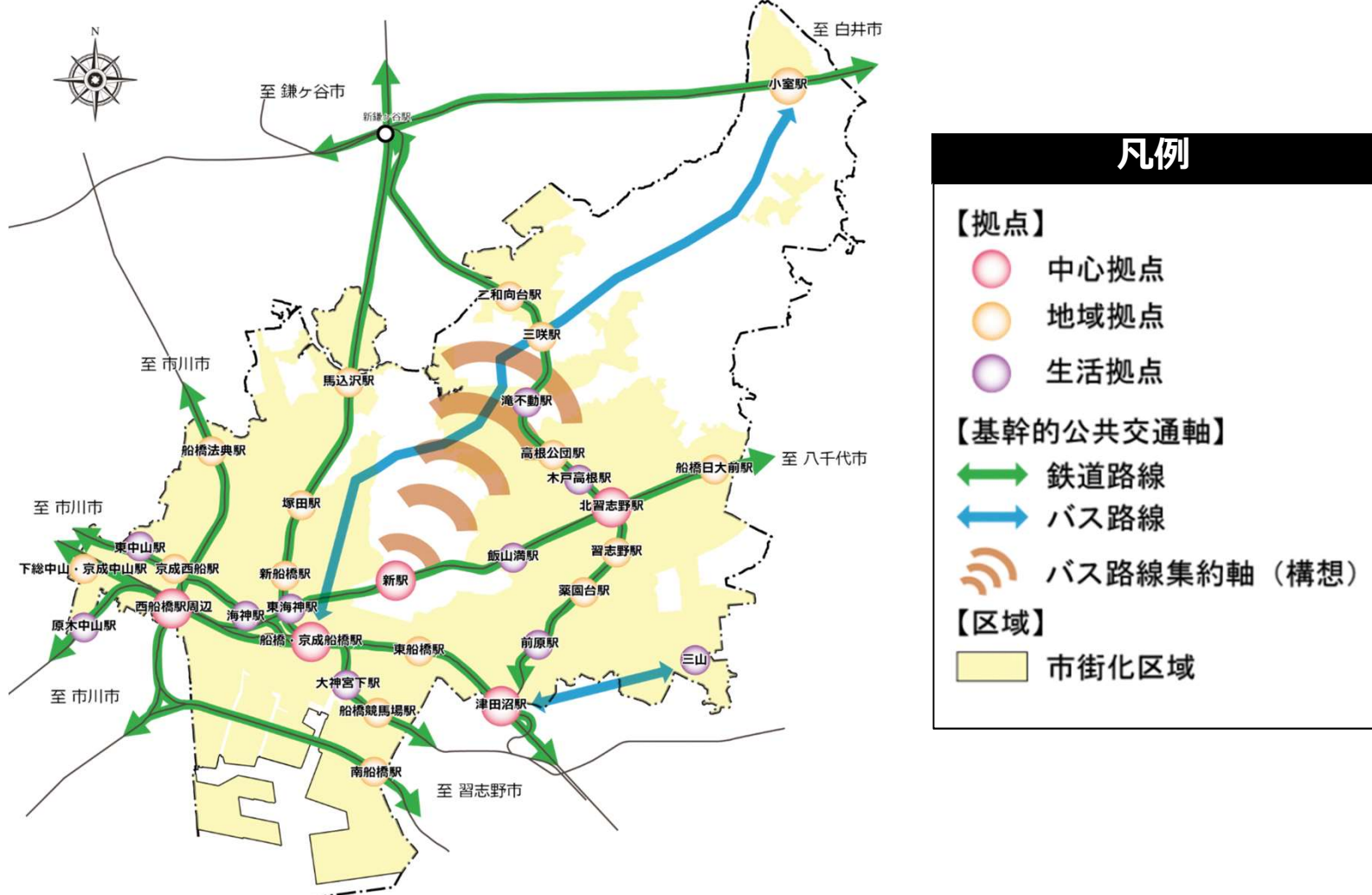
中心拠点	地域拠点	生活拠点
①船橋・京成船橋駅周辺	①南船橋駅	①東中山駅
②西船橋駅周辺	②馬込沢駅	②海神駅
	③新船橋駅	③大神宮下駅
③津田沼駅周辺	④塚田駅	
	⑤下総中山・京成中山駅	⑤高根木戸駅
	⑥東船橋駅	
	⑦二和向台駅	⑦東海神駅
⑧三咲駅	⑧飯山満駅	
④北習志野周辺		⑨高根公団駅
	⑩習志野駅	
	⑤新駅	⑪薬園台駅
⑫京成西船駅		
⑬船橋日大前駅		
⑭船橋法典駅		
	⑮船橋競馬場駅	
	⑯小室駅	



# 2. 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造

## (2) 立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造

<立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造(案)>





### 3. 誘導施設の設定

#### (1) 誘導施設とは

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設で、都市機能誘導区域内に誘導をしていく施設

#### (2) 想定される誘導施設のイメージ

##### <各拠点に必要な機能のイメージ>

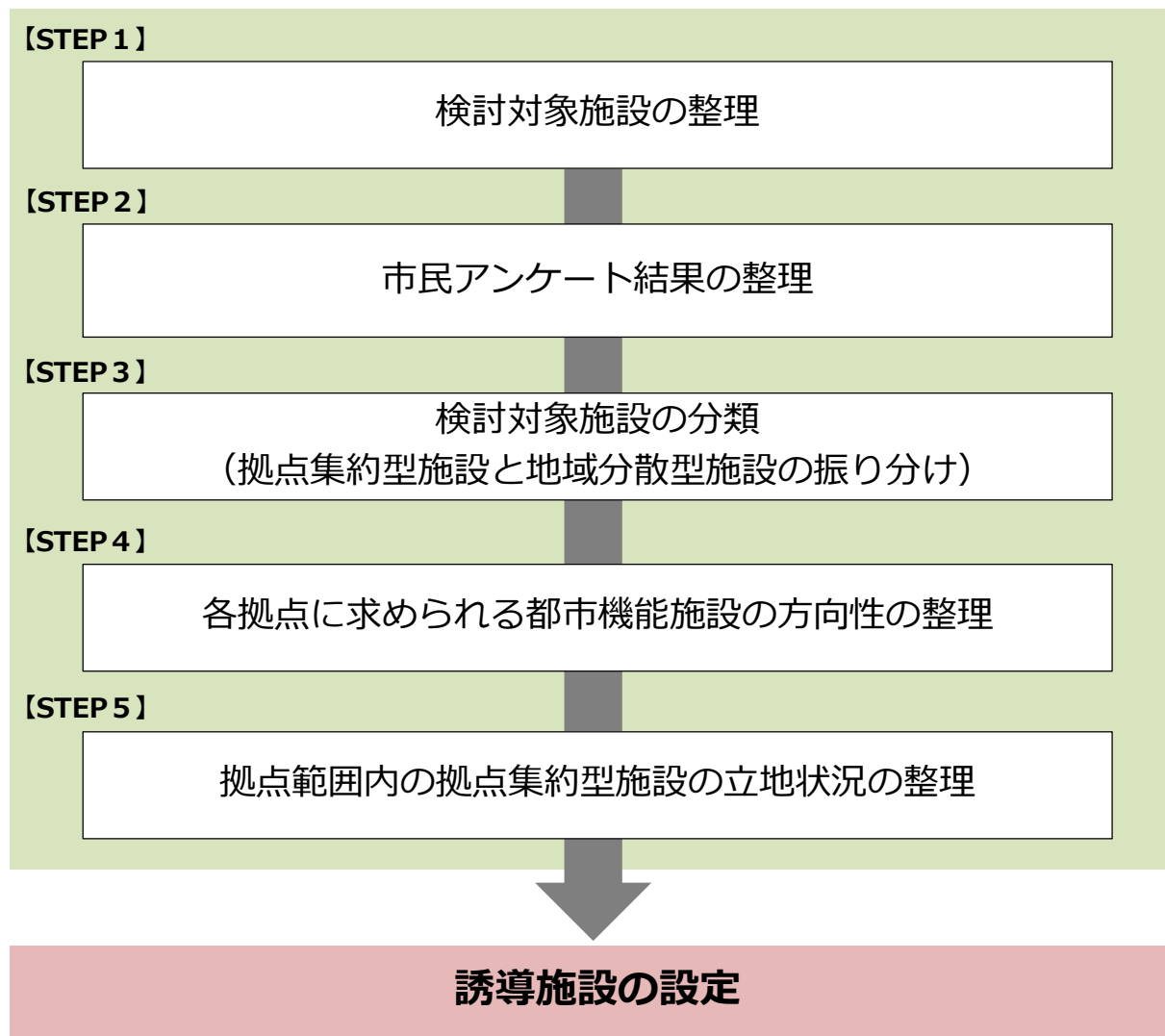
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けられることができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

### 3. 誘導施設の設定

資料P4を参照

#### (3) 本市における誘導施設の設定フロー（案）

＜本市における誘導施設の設定フロー(案)＞



### 3. 誘導施設の設定

#### (4) 検討対象施設の整理

資料P5を参照

#### <都市機能施設の分類>

施設分類	施設名
行政	市役所庁舎
	出張所・連絡所等
高齢者福祉	通所系施設
	訪問系施設
	小規模多機能施設
	老人福祉センター
	在宅介護支援センター
	地域包括支援センター
障害者福祉	障害者福祉施設
	児童発達支援施設
子育て	保育園
	幼稚園
	児童ホーム
	放課後ルーム
	子育て支援センター

施設分類	施設名
商業	大規模小売店舗
	スーパーマーケット
	小規模商店・コンビニエンスストア
保健・医療	病院
	診療所
	保健センター
金融	銀行
	郵便局
教育・文化	小学校
	中学校
	文化ホール
	博物館等
	図書館
	運動施設
公民館等	

### 3. 誘導施設の設定 (6) 検討対象施設の分類

資料P6を参照

※青字は高次都市機能施設

施設分類	施設名		設定理由
	拠点集約型 (誘導施設に設定)	地域分散型 (誘導施設に設定しない)	
行政	市役所庁舎		・全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス等を考慮して、拠点集約型に分類
	出張所・連絡所等		・地域単位での利用が想定され、1施設で各地域をカバーすることが望まれるため、拠点集約型に分類
高齢者福祉		通所型施設	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
		訪問型施設	
		小規模多機能施設	
		老人福祉センター	
		在宅介護支援センター	
	地域包括支援センター		・地域単位での利用が想定され、1施設で各地域をカバーすることが望まれるため、拠点集約型に分類
障害者福祉		障害者福祉施設	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
		児童発達支援施設	
子育て		保育園	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
		幼稚園	
		児童ホーム	
		放課後ルーム	
		子育て支援センター	
商業	大規模小売店舗		・市外を含めた広域的な集客力を持ち、市全体に賑わいをもたらすため、交通利便性を配慮し、拠点集約型に分類
	スーパーマーケット		・集客力を持ち、地域に賑わいをもたらすため、交通利便性を考慮し、拠点集約型に分類
		小規模商店・コンビニエンスストア	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類

### 3. 誘導施設の設定 (6) 検討対象施設の分類

資料P6を参照

※青字は高次都市機能施設

施設分類	施設名		設定理由
	拠点集約型 (誘導施設に設定)	地域分散型 (誘導施設に設定しない)	
保健・医療	病院		・全市民や市外からの利用が想定されるとともに、患者や医療従事者のアクセス等を考慮し、拠点集約型に分類
		診療所	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
	保健センター		・全市民による利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、拠点集約型に分類
金融	銀行		・日常生活における現金の引き出しのほか、決裁、融資等の窓口業務を行うため、拠点集約型に分類
		郵便局	・日々の引き出し、預け入れ等を行うほか、郵便機能を有しており、自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
教育・文化		小学校	・自宅の近隣に立地している方が望ましいため、地域分散型に分類
		中学校	
	文化ホール		・全市民や市外からの利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、拠点集約型に分類
	博物館等		
	図書館		
	運動施設		
	公民館等	・地域のコミュニティ活動を支える市民に身近な公共施設であることから、地域分散型に分類	

### 3. 誘導施設の設定

#### (9) 誘導施設の設定

資料P7を参照

#### ＜本市の誘導施設＞

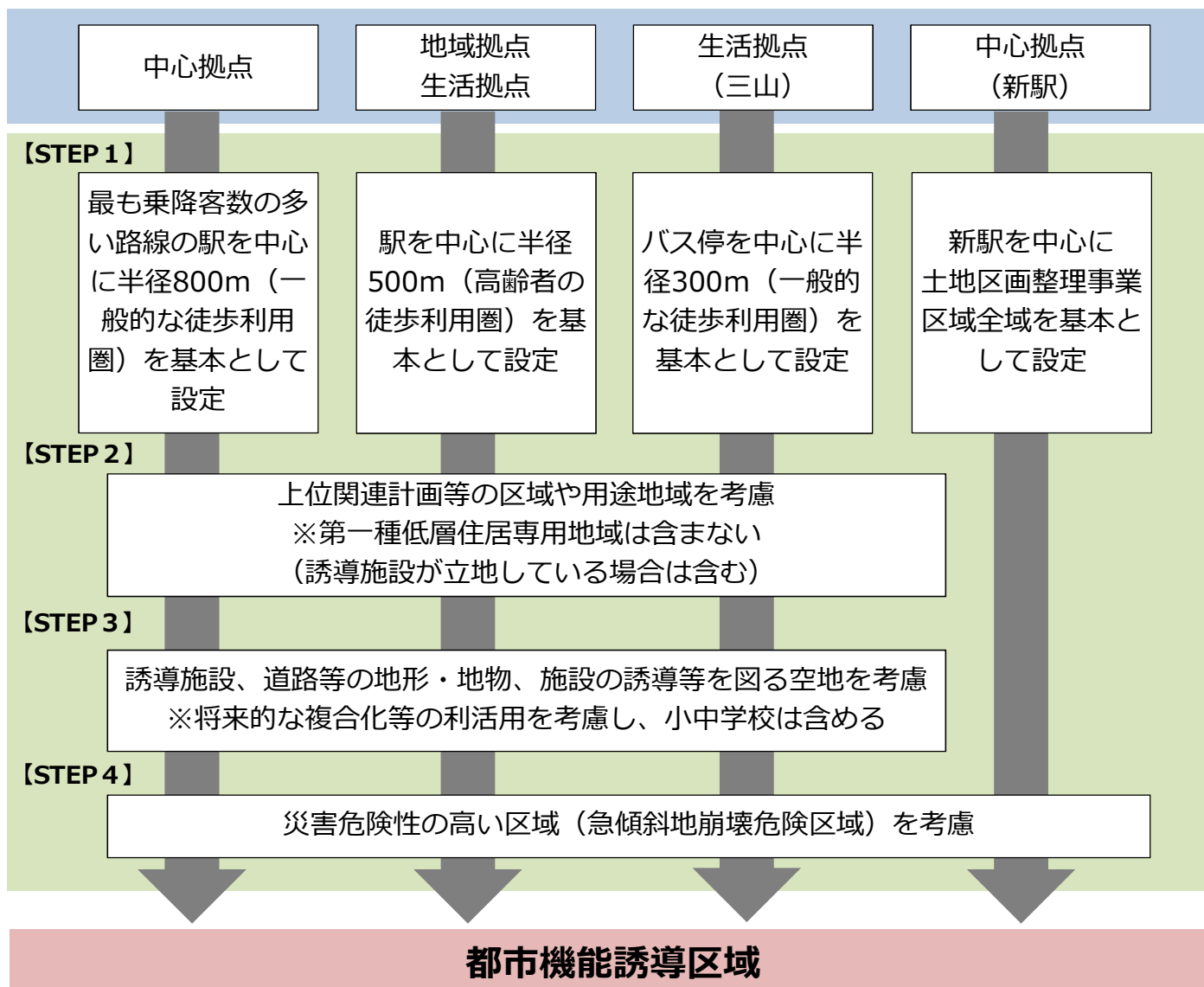
拠点分類	誘導施設	設定理由
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての拠点集約型施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の中心となる拠点の形成を図るため高次都市機能をはじめとした多様な都市機能施設の誘導が必要</li> </ul>
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所・連絡所等、地域包括支援センター、スーパーマーケット、銀行</li> <li>都市機能誘導区域内に立地している高次都市機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域及び日常の暮らしを支える拠点の形成を図るため、高次都市機能を除く全ての拠点集約型施設の誘導が必要</li> </ul>
生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所・連絡所等、地域包括支援センター、スーパーマーケット、銀行</li> <li>都市機能誘導区域内に立地している高次都市機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点の利便性や魅力の維持を図るため都市機能誘導区域内に立地している高次都市機能施設の維持が必要</li> </ul>

# 4 . 都市機能誘導区域の設定

資料P8を参照

## (2) 本市における都市機能誘導区域の設定フロー (案)

### <本市における都市機能誘導区域の設定フロー(案)>



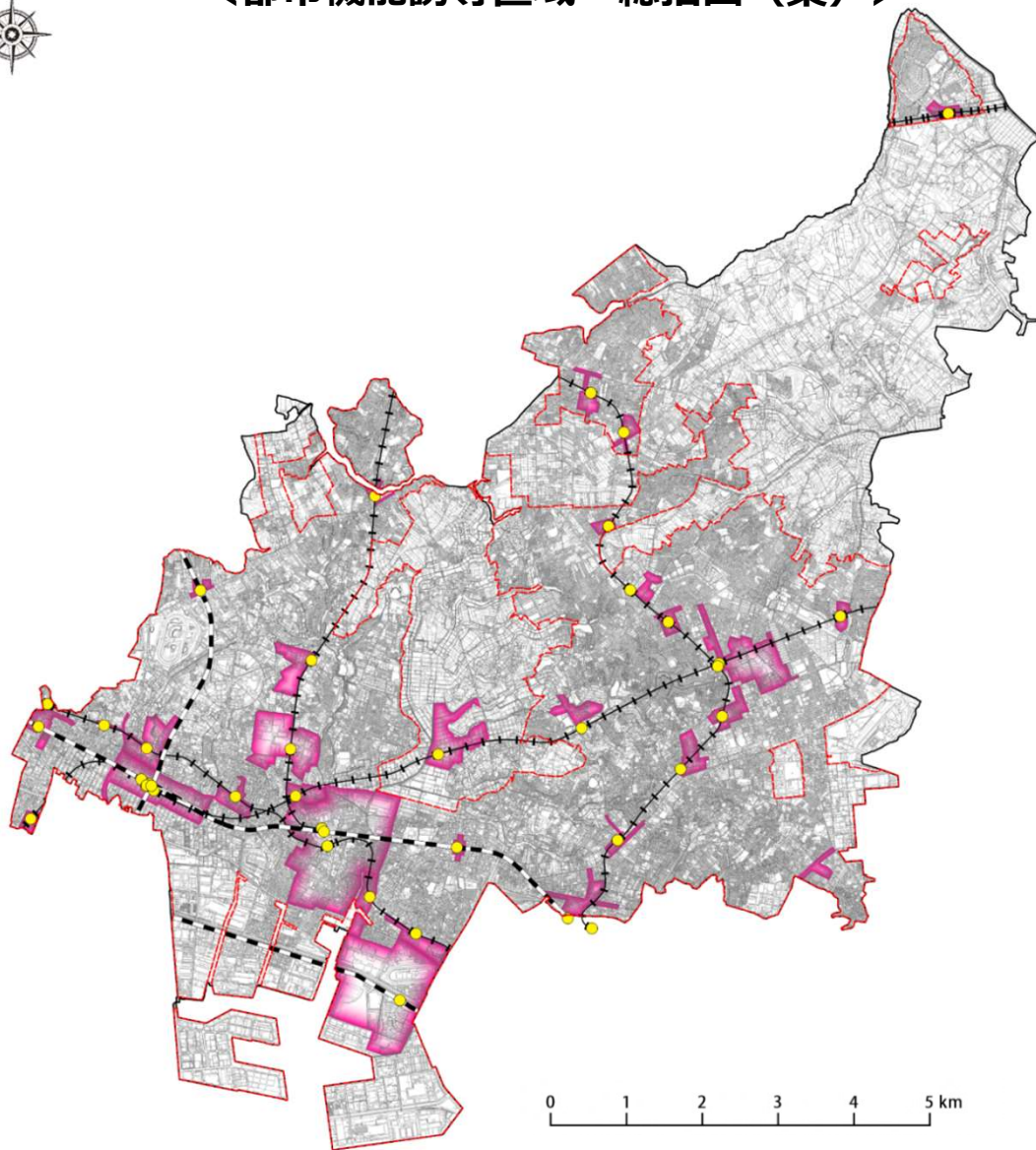


# 4 . 都市機能誘導区域の設定

## (3) 都市機能誘導区域図 (案)

資料P9を参照

<都市機能誘導区域 総括図 (案)>



### 凡例

<区域>

- 行政区域
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

<鉄道路線>

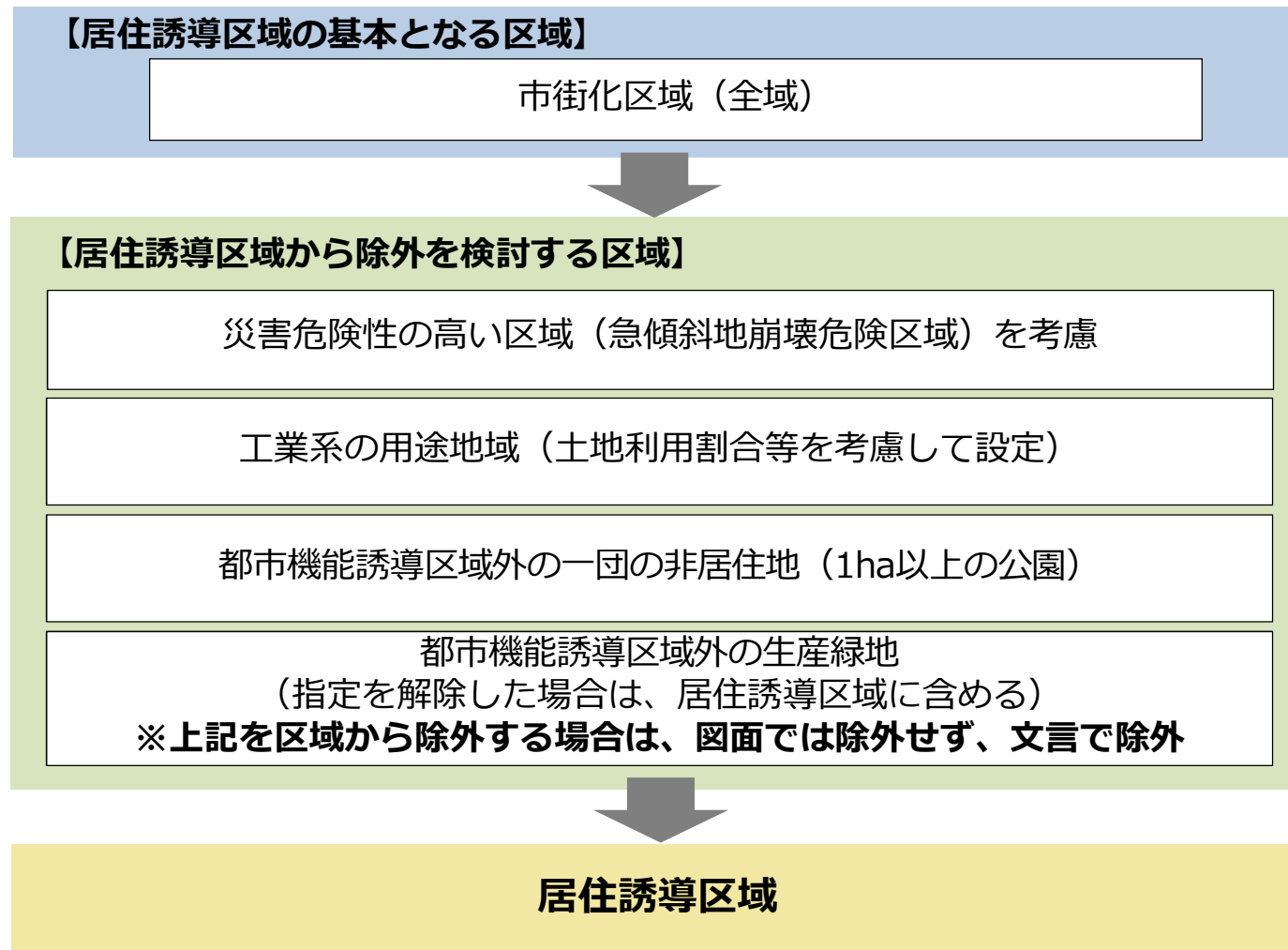
- 鉄道駅
- JR路線
- 私鉄路線



## 5 . 居住誘導区域の設定

資料P26を参照

### (2) 本市における居住誘導区域の設定フロー（案）

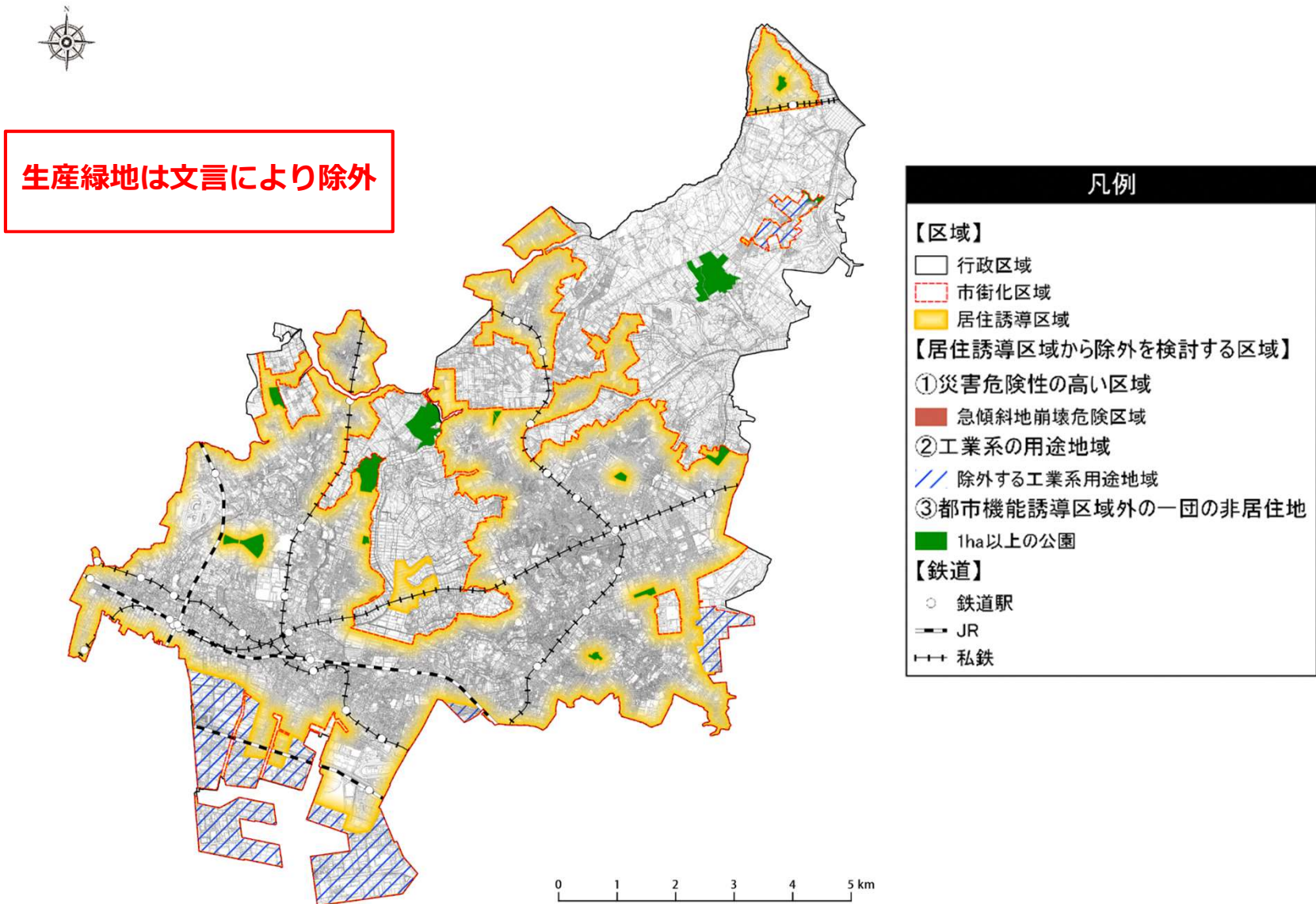


# 5 . 居住誘導区域の設定

## (3) 居住誘導区域図 (案)

資料P26を参照

<居住誘導区域 (案)>



## 6 . 誘導施策の設定

### (1) 誘導施策の構成(案)

資料P31を参照

まちづくりの方針	誘導施策の構成(案)
都市機能誘導の観点	市街地整備や大規模な土地利用転換等による、面的な拠点性の向上
	各拠点における都市機能の維持・充実
	公共施設更新と合わせた都市機能の再編・充実
居住誘導の観点	利便性の高い居住誘導区域への人口誘導
	人口構成や市街地特性に応じた、居住誘導区域における居住環境の魅力向上
	既存の工場と住環境との調和
	拠点外における生活利便性の維持・充実
	市街化調整区域への無秩序な開発の抑制
	浸水想定区域における防災対策の推進
公共交通の観点	公共交通ネットワークの維持・充実
	交通結節点の機能強化